

思いやりをカタチに 共生社会の実現を目指して

岐阜県では移動に配慮が必要な方が安心して外出できるようにする、「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入しています。対象駐車区画を必要とする方が安心して利用できるように、ご理解とご協力をお願いします。

利用証の交付対象者や、本制度にご協力いただける施設の方は、県のホームページをご覧ください。申し込みください。

○制度の概要

車椅子利用者用駐車区画については、バリアフリー法により整備が促進されている一方で、障がいのない人が駐車することなどにより、障がいのある人が駐車できない問題が発生していました。こうした課題に対応するため、「車椅子利用者用駐車区画」に加えて、歩行困難な方が利用可能な「プラスワン区画」を設け、これらの区画を利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用証を交付する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入しています。

○利用証の交付対象者

・障がいのある方、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人などで、一定の要件を満たす歩行困難な方

○交付申請方法

(窓口での申請)

申請窓口

岐阜地域福祉事務所 (県庁2階)
各県事務所福祉課 (7か所)

県地域福祉課 (県庁10階)

必要書類

申請書、各種手帳など状況確認書類、
本人確認書類 (代理人申請の場合)

(郵送での申請)
送付先 県地域福祉課のみ
必要書類

必要書類に加えて、140円分の返信用切手

○駐車区画の設置 (登録)

・商業施設などにおいては、プラスワン区画の設置確保にご協力をお願いします

・登録方法: 「駐車場登録届出書」を県地域福祉課へメールまたはFAXにて提出

○注意事項

・利用証は、対象駐車区画に駐車できることを必ず約束するものではありません。満車の場合などは駐車できないことがあります。

・利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方であっても、これから利用証を取得する方や一時的なけがの方など、必要な場合には対象駐車区画を利用しますので、ご承知おきください。

○「プラスワン区画」の表示



問い合わせ

※制度の詳細は、県ホームページをご覧ください。

岐阜県 健康福祉部 地域福祉課

電話 058-272-8261

FAX 058-278-2651

メール c11219@pref.gifu.lg.jp

11月は「児童虐待防止推進月間」です

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、その期間中集中的な広報・啓発活動を実施しています。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題です。

児童虐待の発生防止、早期発見には子育てに関わるすべての人が子どもの危険なサインを発見し、安全につなげていくことが重要です。

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です

岐阜県では、子ども・若者育成支援に関する県民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

【令和2年度の重点事項】

- ・若者の社会的自立支援の促進
- ・子供の貧困対策の推進
- ・児童虐待の予防と対応
- ・生活習慣の見直しと家庭への支援
- ・子供を犯罪や有害環境などから守るための取組の推進

関係機関・団体のみならず地域の皆さんの参加も得て、子ども・若者の健やかな育成を推進し、また、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援などに取り組みむことといたしますので、皆さんのご協力をお願いします。